（参考資料３）

**支給に当たっての注意事項**

**【支給対象者について】**

○　令和２年４月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※　令和２年４月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

　「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童１人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額（万円） | 収入額の目安（万円） |
| ０人 | 622 | 833.3 |
| １人 | 660 | 875.6 |
| ２人 | 698 | 917.8 |
| ３人 | 736 | 960 |
| ４人 | 774 | 1002.1 |
| ５人 | 812 | 1042.1 |

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

１．所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき６万円を加算した額。

２．扶養親族等の数が６人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、１人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※　入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和２年４月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和２年３月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

○　監護する児童が15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和２年４月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和２年３月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。

○　令和２年４月分（又は３月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

○　また、令和２年４月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

**【対象児童について】**

○　以下のお子さんを対象児童とします。

・令和２年４月分の児童手当の対象となっているお子さん

・上記のほか、同年３月分の児童手当の対象となっているお子さん（15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過したこと又は死亡したことにより、４月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。）

○　児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

**【支給額について】**

○　支給額は、対象児童１人当たり10,000円です。

**【申請について】**

○　支給を受ける場合には、特段の申請は不要です。

※　基本的に、令和２年３月31日時点で住民票がある市区町村が同年４月分の児童手当を支給する市区町村になります。

※　DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和２年４月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、高梁市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

**【支給先について】**

○　原則として、令和２年４月分（又は３月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。

○　児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。

○　監護する児童が15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和２年４月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

**【支給の辞退について】**

○　支給を受けることを辞退する場合は、令和２年４月分の児童手当を支給する市区町村に届け出てください。令和２年４月１日以降に転入された方は、令和２年４月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

**【支給辞退の方法について】**

○　届出方法は、次の２種類です。

①　郵送届出方式：届出書を郵送により高梁市に提出していただく方式

②　窓口届出方式：届出書を高梁市の窓口に提出していただく方式

○　届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

届出受付開始日

①　郵送届出方式 ：５月１５日

②　窓口届出方式 ：５月１５日

届出期限 ：令和２年５月２７日必着

**【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】**

○　記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送により又は高梁市の窓口に提出してください。

○　届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。

・　申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し

※　外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

**【高梁市からの問合せについて】**

○　申請内容に不明な点があった場合、高梁市から問合せを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに高梁市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

**【その他】**

○　支給対象者に対し、令和２年３月31日時点において高梁市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和２年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。

○　DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

○　子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。

○　子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

○　ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合せください。

高梁市こども未来課支援係

電話：0866-21-0288

※既に児童手当申請時に届けられている

「振込口座の解約」

または

「給付金の辞退」

がない場合、特に**手続きは必要ありません**のでご注意ください。

給付金は児童手当振込時の口座へ６月中旬に振込をします。